

平成 30 年 9 月 3 日

**(派遣元)**

株式会社 □□□□ 御中

**(派遣先)**

株式会社こうせい電子

役職 ○ ○ ○ 氏名◇ ◇ ◇ ◇

**延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する**

**日の通知**

労働者派遣法第 40 条の 2 第 7 項に基づき、延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）を通知します。

記

**1 労働者派遣の役務の提供を受ける事業所**

株式会社こうせい電子 大崎工場 大崎市古川○○町 1-5

**2 上記事業所の延長後の抵触日**

平成 33 年 10 月 1 日